

名古屋市公報	平成29年 5月17日 第1207号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目次 ページ

告 示

- 名古屋市介護保険サービス事業者指導事務の委託
(健福・介護保険課) (第304号) 2
- 市街地再開発組合定款の変更認可(住都・都心まちづくり課) (第305号) 3
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の
 指定 (財政・税制課) (第306号) 4
- 名古屋市議会臨時会の招集について (総務・総務課) (第307号) 5
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ
 く形質変更時届出管理区域の指定について
(環境・地域環境対策課) (第308号) 6
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ
 く措置管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除に
 ついて (環境・地域環境対策課) (第309号) 8

監 査 委 員 告 示

- 外部監査人の監査の事務補助について (第1号) 9

教 育 委 員 会 告 示

- 名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募 (第13号) 10
- 名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指
 定管理者の公募 (第14号) 13

公 告

- 農業委員会農地部会の開催公告 (農業委員会) 16
- 市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告
(住都・都心まちづくり課) 17
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
 公告 (市経・地域商業課) 20

名古屋市告示第 304号

名古屋市介護保険サービス事業者指導事務の委託

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第24条の 2第 1項の規定に基づき、次のように介護保険サービス事業者指導事務を委託しましたので、同条第 5項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第34条の 6第 1項の規定に基づき、告示します。

平成29年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
名 称 一般社団法人福祉評価推進事業団
所 在 地 名古屋市中区丸の内三丁目 5番10号
- 2 委託する市町村事務受託法人
名 称 一般社団法人福祉評価推進事業団
所 在 地 名古屋市千種区小松町 5丁目 2番地 5
代表者氏名 結城秀治
- 3 委託開始年月日
平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで
- 4 委託する市町村事務の内容
介護保険法第24条の 2第 1項第 1号に規定する事務
- 5 居宅サービス等の提供の有無
無

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 305号

市街地再開発組合定款の変更認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1項の規定により、次のとおり定款の変更を認可しました。

平成29年 5月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

納屋橋東地区市街地再開発組合

2 事業施行予定期間

平成26年 7月 2日から平成29年度末まで

3 施行地区

名古屋市中区栄一丁目 201番、 202番、 203番 1、 203番 2、 203番 3、
204番、 207番 1、 207番 2、 207番 5、 207番 6、 208番、 209番、
210番 1、 210番 2及び 211番

4 事務所の所在地

名古屋市中区栄一丁目18番 1号

5 設立認可の年月日

平成26年 3月28日

6 変更の内容（事業年度の特例）

平成29年度の事業年度は平成29年 4月 1日から 3箇月毎とする

7 定款の変更の認可の年月日

平成29年 5月 8日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 306 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成29年 5 月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人愛知大学教育研究支援財団	名古屋市東区筒井二丁目10番31号	平成29年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第307号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、平成29年5月17日午前11時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

平成29年5月10日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 常任委員の選任
- 1 特別委員会の中間報告について
- 1 愛知県競馬組合議会議員の選挙
- 1 名古屋競輪組合議会議員の選挙
- 1 名古屋港管理組合議会議員の選挙
- 1 平成29年度名古屋市・愛知県調整会議構成員の選挙
- 1 名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 308号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 5月11日

名古屋市長 河 村 た か し

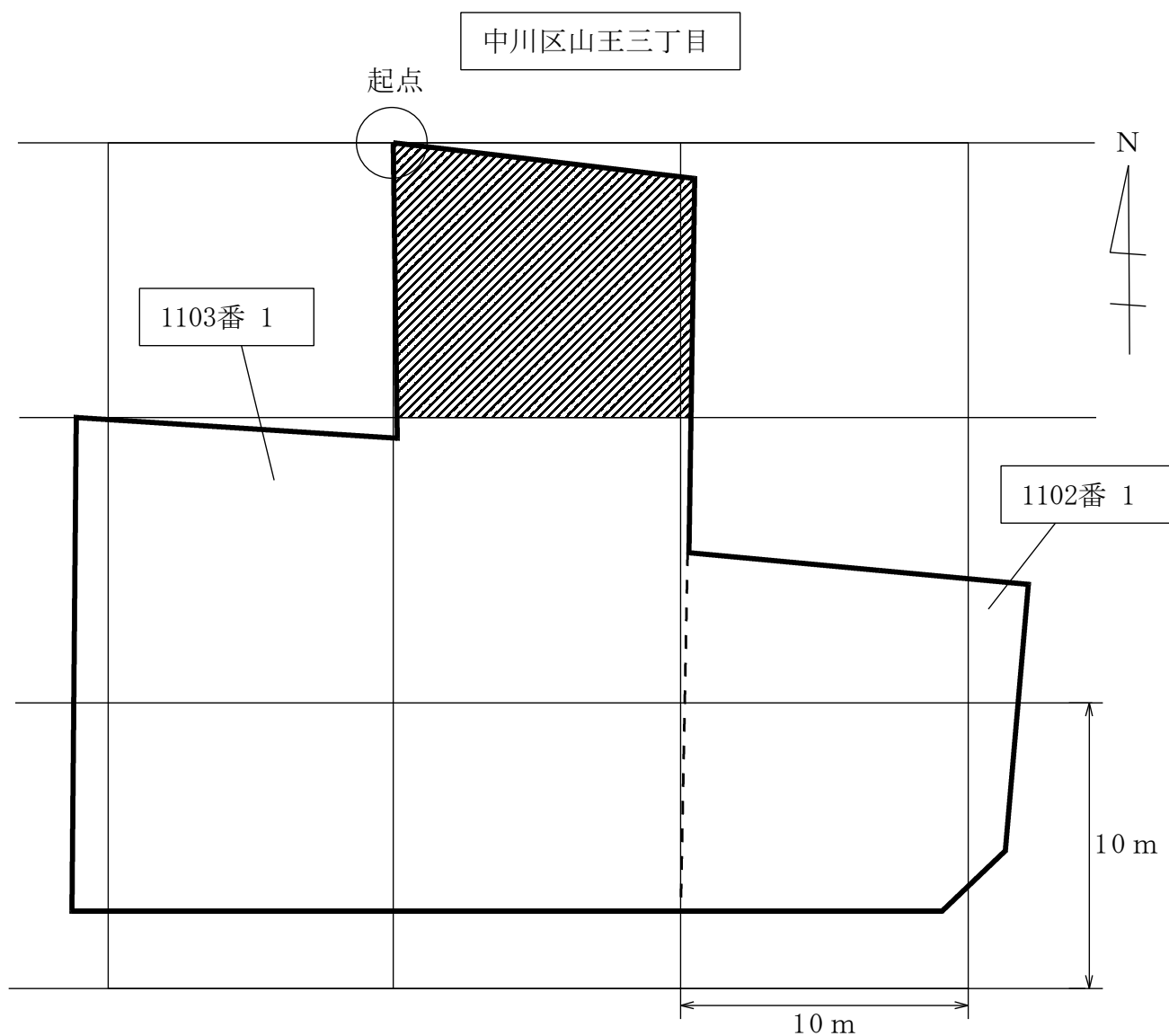
1 指定する区域

名古屋市中川区山王三丁目1103番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

-  : 調査対象地
  : 筆の境界
  : 形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 309号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項及び第58条の 8第 2項の規定に基づき、措置管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 5月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 273号により指定した区域の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壌含有量基準）

3 当該措置管理区域及び形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人湯本秀之の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成29年 5月10日

名古屋市監査委員	中 川 貴 元
同	小 川 としゆき
同	黒 川 和 博
同	橋 本 博 孔

氏 名	住 所	補助できる期間
相 宮 秀 紀	愛知県春日井市桃山町 1丁目 129番地 3	告示の日から平成 30年 3月31日まで
村 瀬 俊 宏	愛知県清須市土田郷下切 1番地 1	
山 本 あつ美	名古屋市西区庄内通 3丁目12番地	
牧 村 一 輝	名古屋市緑区鶴が沢一丁目 402番地の12	
赤 塚 法 生	三重県津市上浜町六丁目 270番地	
長 野 友 憲	名古屋市緑区小坂一丁目 701番地の38	
榊 岡 芙 美	名古屋市東区東桜二丁目15番 4号	
山 田 麻 登	名古屋市西区香呑町 4丁目47番地	

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市教育委員会告示第13号

名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第13条の規定により、名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター（分館を除く。）、名古屋市名東生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 5月 9日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市中村生涯学習センター	名古屋市中村区鳥居通 3丁目 1番地の 3
名古屋市熱田生涯学習センター	名古屋市熱田区熱田西町 2番13号
名古屋市中川生涯学習センター	名古屋市中川区富川町 1丁目 2番地の12
名古屋市港生涯学習センター	名古屋市港区港陽一丁目10番18号
名古屋市南生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の 10
名古屋市緑生涯学習センター	名古屋市緑区鳴海町字本町54番地
名古屋市名東生涯学習センター	名古屋市名東区社が丘三丁目802番地
名古屋市天白生涯学習センター	名古屋市天白区天白町大字島田字黒石 4050番地

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 運営業務に関すること
- イ 使用許可に関すること
- ウ 施設の利用料金に関すること
- エ 広告業務に関すること
- オ 施設管理に関すること
- カ 緊急時対応に関すること
- キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
- ク 事業計画書、事業報告書、収支予算書及び収支決算書等の提出に関すること
- ケ 指定管理者の引継ぎに関すること
- コ その他委員会の定める業務に関すること

(3) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- ア 基本の開館時間外の施設の供用
- イ 教室等の実施
- ウ 物販事業
- エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000092683.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒460-0015 名古屋市中区大井町 7番25号（イーブルなごや内）

電話番号 052-321-1571 ファクシミリ番号 052-321-1574

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

平成29年 7月13日（木）午前 9時から 7月14日（金）午後 5時までに、電子メールで申し込んでください。

ウ 提出期間

平成29年 7月19日（水）から 7月20日（木）までの午前 9時から午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除く。）の間に、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。ただし、郵送の場合は指定日必着です。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市教育委員会告示第14号

名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者の公募

名古屋市女性会館条例（昭和53年名古屋市条例第22号）第13条の規定及び名古屋市男女平等参画推進センター条例（平成15年名古屋市条例第38号）第5条の規定により、名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 5月 9日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市女性会館	名古屋市中区大井町 7番25号
名古屋市男女平等参画推進センター	

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 運営業務に関すること
- イ 使用許可に関すること
- ウ 施設の利用料金に関すること
- エ 広告業務に関すること
- オ 施設管理に関すること
- カ 緊急時対応に関すること
- キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
- ク 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
- ケ 指定管理者の引継ぎに関すること

- コ その他本市が定める業務
- (2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
 - ア 休館日の施設の供用
 - イ 教室等の実施
 - ウ 物販事業
 - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日までの 4年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000092752.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒460-0015 名古屋市中区大井町 7番25号（イーブルなごや内）

電話番号 052-321-1571 ファクシミリ番号 052-321-1574

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

平成29年 6月19日（月）午前 9時から 6月20日（火）午後 5時までに、電子メールで申し込んでください。郵送の場合も電子メールで予約してください。

ウ 提出期間

平成29年 6月26日（月）から 6月27日（火）までの午前 9時から午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除く。）の間に、予約時に教育

委員会が指定した日時に提出してください。郵送の場合は指定日必着です。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

農業委員会農地部会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第28条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年 5月 8日

名古屋市農業委員会農地部会長 安井 正義

1 開催日時

平成29年 5月10日（水） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第37号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第38号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第39号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第40号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第41号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第42号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第43号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について

第44号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告

錦二丁目 7番地区市街地再開発組合の設立の認可を申請しようとする者から、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第 1項の規定により市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第 7条の 3第 2項の規定により次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を 2週間公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同法第15条第 2項において準用する同法第 7条の 3第 3項の規定により、この公告のあった日から起算して30日以内に名古屋市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成29年 5月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

名古屋市中区錦二丁目 705番、 706番、 707番、 708番、 709番、 710番
1、 710番 2、 710番 3、 710番 4、 711番、 712番、 716番 3、 717番
1、 717番 2、 718番 1、 718番 2、 719番、 720番 1、 720番 2、 720
番 3及び 727番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課
（名古屋市役所西庁舎 3階）

3 縦覧期間

平成29年 5月 9日から同月23日まで

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第 1項に規定する本市の休日を除く。

4 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

錦二丁目 7 番地区市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を表示する図面



大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 5月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ緑店

名古屋市緑区徳重二丁目 201番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
建物屋上駐車場No.①— 1	251台	変更なし	251台	変更なし
建物南側駐車場No.①— 2	120台	119台	120台	119台
建物西側駐車場No.①— 3	34台	変更なし	34台	変更なし
建物西側駐車場No.①— 4	48台	変更なし	48台	変更なし
建物南側駐車場No.①— 5	88台	87台	88台	87台
建物東側駐車場No.①— 7	43台	変更なし	43台	変更なし
建物南東側駐車場No.①— 8	108台	変更なし	108台	変更なし
建物南東側駐車場No.①— 9	109台	108台	109台	108台
建物東側駐車場No.①—10	49台	変更なし	49台	変更なし
建物北側駐車場No.①—11	38台	—	57台	—
建物南東側駐車場No.①—12	—	41台	—	131台
計	888台	変更なし	907台	978台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物屋上駐車場No.①— 1	午前 8時30分から 午後10時30分まで	変更なし
建物南側駐車場No.①— 2		
建物西側駐車場No.①— 3	午前 8時30分から 午後10時00分まで	変更なし
建物西側駐車場No.①— 4		
建物南側駐車場No.①— 5		
建物東側駐車場No.①— 7		
建物南東側駐車場No.①— 8		
建物南東側駐車場No.①— 9		
建物東側駐車場No.①—10		
建物北側駐車場No.①—11	午前 8時30分から 午後10時00分まで	—
建物南東側駐車場No.①—12	—	午前 8時30分から 午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	8箇所	変更なし
出口	12箇所	変更なし
出入口	4箇所	6箇所
計	24箇所	26箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成29年12月 7日

4 変更しようとする理由

顧客の利便性向上のため

5 届出の日

平成29年 4月 6日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
緑区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 5月12日から同年 9月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年 9月12日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課